皇室事項

信任状捧呈式

九月二十日午前十時二十分、宮中において、新任本邦駐在キルギス国特命全権大使ルィスベク・モルドガジェフの信任状捧呈式を行われた。

九月二十日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在セルビア国特命全権大使ボヤナ・アダモビッチ・ドラゴビッチの信任状捧呈式を行われた。

御見舞電報及び御答電

この度の台風災害につき、次の各国元首から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

ポルトガル国大統領閣下

ガボン国大統領閣下

ルーマニア国大統領閣下

コートジボワール国大統領閣下

御祝電

天皇陛下は、九月二十一日アルメニア国の独立記念日につき、同月二十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、九月二十一日マルタ国の独立記念日につき、同月二十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 23 年９月 22 日

東北地方整備局長　徳山日出男

道路の種類	路線名	区間
一般国道	112号	山形市旅篭町一丁目410番21から同市旅篭町一丁目265番３までの上下線

国家試験

平成 23 年度特定侵害訴訟代理業務試験委員の公告

平成23年度特定侵害訴訟代理業務試験委員を次のとおり公告する。

平成 23 年９月 22 日

工業所有権審議会会長　野間口　有

委員	担当
小松陽一郎	事例問題１　特定侵害訴訟代理業務試験部会長
岩坪　哲	事例問題１
北原　潤一	事例問題１
平野　惠稔	事例問題１
深井　俊至	事例問題１
福田あやこ	事例問題１
松葉　栄治	事例問題１
髙橋　隆二	事例問題２
飯田　圭	事例問題２
川田　篤	事例問題２
小泉　妙子	事例問題２
櫻林　正己	事例問題２
町田　健一	事例問題２
村田　真一	事例問題２
大鷹　一郎	総括
真田　有	総括

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

九月二十日（火）

○一般案件（抜粋）

一、平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について（決定）（財務・厚生労働・農林水産・経済産業省）

一、平成二十四年度予算の概算要求組替え基準について（決定）（財務省）

公告

諮事項

工場財団

新潟県北蒲原郡聖籠町東港六丁目861番地５**ユビバレントシリコン株式会社**の工場財団に新潟県北蒲原郡聖籠町東港六丁目861番地５新潟事業所の機械器具等を追加する登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 23 年９月 22 日

新潟地方法務局新発田支局

所得税法第 180 条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年９月 22 日

渋谷税務署長　八本　輝雄

届出した者　Keywords International Limited

事務所等の名称　Keywords International Limited

事務所等の所在地　東京都渋谷区代々木四丁目32番１号

責任者の氏名　ケネディ・クリストファー・マイケル

証明書の有効期限　平成24年２月10日

所得税法第 180 条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年９月 22 日

川崎南税務署長　矢場　誠一

届出した者　グローバルハート・コーポレーション

事務所等の名称　グローバルハート・コーポレーション

事務所等の所在地　神奈川県川崎市幸区小倉１―１　E―603号

責任者の氏名　野口明日香

証明書の有効期限　平成27年６月17日

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の２第１項の規定に基づき、平成23年９月13日から１年の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

平成 23 年９月 22 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

社会保険労務士　佐藤　啓策

生年月日　昭和18年10月19日

住所　新潟県燕市道金657番地

社会保険労務士登録番号　第15820144号

事務所の名称　サトウ労務研究所

事務所の所在地　新潟県三条市須頃１―28

懲戒処分の対象となった行為　「故意に、真正の事実に反して申請書等の作成」

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の３の規定に基づき、平成23年９月13日から１年の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

平成 23 年９月 22 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

社会保険労務士　小林　正幸

生年月日　昭和35年８月29日

住所　山形県鶴岡市日吉町８―16

社会保険労務士登録番号　第06010011号

事務所の名称　庄内社労士事務所

事務所の所在地　山形県鶴岡市大塚町21―29―７

懲戒処分の対象となった行為　「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。